

日本医科大学医療健康科学部給付奨学金規程

令和7年9月30日制定

(目的)

第1条 この規程は、学校法人日本医科大学（以下「法人」という。）が、日本医科大学（以下「本学」という。）医療健康科学部の学生に対して経済的支援を行うことにより、学業のさらなる向上を促進し将来社会に貢献する人材の育成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「給付奨学金」とは、医療健康科学部の学生に給付する日本医科大学医療健康科学部給付奨学金をいう。

2 この規程において「給付奨学生」とは、給付奨学金を受ける日本医科大学医療健康科学部給付奨学金奨学生をいう。

(給付奨学金の資金)

第3条 給付奨学金に要する資金は、本学の予算に計上するものとする。

(給付奨学生選考委員会)

第4条 給付奨学生を選考するため、医療健康科学部に給付奨学生選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の構成及び委員長)

第5条 委員会は、副学長（教育担当）、医療健康科学部長、看護学科長、医療健康科学学生部長及び学年担任を委員として構成し、委員長は、医療健康科学部長とする。

2 学長は、委員会に随時出席し、助言するものとする。

(委員会の招集及び開催)

第6条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員会は、委員総数の3分の2以上が出席しなければ会議を開催できない。

(議事)

第7条 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって議決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(委員会の審査・選考)

第8条 給付奨学生の選考は、委員会において次に掲げる事項について審査して行うものとする。

- (1) 学業成績（1年生については入学試験成績）
- (2) 家庭の経済事情
- (3) 人物考査
- (4) 健康状態

(5) その他特殊事情

2 日本医科大学貸与奨学金規程に基づく奨学金の貸与等を受けている者（同規程第 25 条による特別学資ローンについて法人の保証を受けている者を含む。）は、給付奨学生となる資格を有しない。

（給付奨学金の申請）

第 9 条 給付奨学金を申請する者（以下「申請者」という。）は、毎年度、次に掲げる書類を委員会に提出することとする。

(1) 日本医科大学医療健康科学部給付奨学金申請書

(2) 家計支持者及び世帯全員の所得証明書

2 前項第 1 号の申請書は、申請者と保証人（原則として父母）との連名によるものとする。

（給付奨学生の決定）

第 10 条 前条の規定により給付奨学金の申請があったときは、委員会は、第 8 条に定める事項について審査して選考し、その結果を学長に報告する。

2 学長は、委員会の選考結果を勘案し、給付奨学生を決定する。

（給付奨学金の決定通知）

第 11 条 学長は、前条により給付奨学生を決定したときは、申請者及び保証人に対して通知する。

（給付奨学金の給付額）

第 12 条 給付奨学金の給付額は、当該年度の授業料の全額又は半額とする。

（給付奨学金の給付方法）

第 13 条 給付奨学金の給付は、原則として授業料の額から当該給付額を控除する方法により行う。

（届出業務）

第 14 条 給付奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく届け出なければならない。

(1) 給付奨学生、保証人の氏名、住所、職業、その他重要事項の変更が生じたとき。

(2) 給付奨学生が休学又は退学したとき。

(3) 給付奨学生又は保証人の死亡、重度の心身障害、その他重大な事情の変更が生じたとき。

2 前項の届出は、第 1 号又は第 2 号該当の場合は給付奨学生と保証人との連名によるものとし、第 3 号該当の場合は意思表示可能ないずれか一方の単名で足りるものとする。

（資格の取消し）

第 15 条 給付奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を遡って取り消す。ただし、第 1 号ないし第 3 号該当の場合については、事情又は情状により、その資格を取り消さないことがある。

- (1) 休学又は退学したとき。
- (2) 本学学則の定めるところにより懲戒処分を受けたとき。
- (3) 前条の届出を怠ったとき。
- (4) 第9条の規定により提出した書類に虚偽の記載があったとき。
- (5) その他給付奨学生としてふさわしくないと認められる事由が生じたとき。

(給付奨学金の返還)

第16条 前条により給付奨学生がその資格を取り消されたときは、給付奨学金の全額を別途学長が指示する方法により、その指示する期限内に返還しなければならない。

(返還免除)

第17条 第15条により資格を取り消された給付奨学生が死亡又は重度の心身障害により、給付奨学金の全部又は一部の返還が不可能となったときは、保証人の申請により、その全部又は一部の返還を免除することができる。

(審査の補則)

第18条 第15条及び前条に規定する事項については、委員会において審査し、その可否を決定するものとする。

(事務)

第19条 この規程に関する事務は、事務局学事部がこれを担当する。

(改廃)

第20条 この規程の改廃は、理事長を経て理事会の議決を必要とする。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。